

工事書類の簡素化および 「創意工夫で評価しない項目」 について

令和8年9月3日

徳島県 出納局 公共入札検査課

本日の目的

- 令和8年5月1日改正要領のポイントである「工事書類の簡素化」のルールの共有
- 上限ルールに対応するための「評価される工夫」と「評価されない工夫」の選別基準の理解
- 無駄な書類作成（数打ち）を廃止し、質の高い技術提案に集中できる環境をつくること

【最重要】工事書類の簡素化と「10項目上限ルール」

- ルール：創意工夫の提出は1工事につき「最大10項目まで」
10項目を超えて提出された場合、原則として
【提出された全ての取組を評価しない（0点）】扱いとなります。
- ペナルティの経過措置
当面の間は超過分も評価を行いますが、ペナルティとして
運用表「施工体制一般」「配置技術者」の『書類作成・整理項目』
が未評価となります。
- 目的：工事書類の徹底的な簡素化
数打ちによる過剰な書類作成を廃止し、業務効率化を推進します。
書類の「量」ではなく、厳選された技術の「質」を評価します。

創意工夫の評価に関する「4つの基本原則」①

1 0項目に厳選するため、まずは以下の4原則で「評価対象外」のものを除外してください。

1 仕様書・法令の遵守や、普及している標準技術は評価対象外

共通仕様書を満たすための当然の配慮は加点しません。

昔は新技術でも、現在「業界で標準化」した取組は対象外です。

2 二重評価の禁止

共通仮設費等の「率計上分」で対応可能な経費的対策は評価しません。

「安全対策」「施工管理」「対外関係」など、他の評価欄に該当する取組との重複加点は行いません。

創意工夫の評価に関する「4つの基本原則」②

3 契約外の無償工事の除外

設計図書に基づかない単なる人員投入や、目的外の無料奉仕は評価しません。

4 成果の立証

「何をしたか」だけでなく、「何がどれだけ改善されたか」を客観的に示す必要があります。

評価しない代表事例（２７項目）の分類と理由 ①

１ 一般的に実施されている（標準的な取組）

- ・ 均しコンクリートの施工
- ・ 敷き鉄板の使用
- ・ 電子小黒板、ドローンの活用
- ・ 挿入間隔等のマーキング
- ・ 工事名入りプレート貼付

業界内で標準化しており、独自の「創意工夫」としては扱わない。

２ 共通仕様書を満足するための施工上の配慮

- ・ 冬期コンクリートの保温養生
- ・ クラック防止誘導目地の施工
- ・ 露出鉄筋のサビ保護
- ・ センサー付き削孔機の使用

品質や既設物保護など、仕様書の要求を満たすための当然の配慮。

評価しない代表事例（２７項目）の分類と理由②

３ 率計上分で対応可能なもの

- ・ WBGT値測定、空調服の導入
- ・ 現場事務所、仮設トイレ設置

共通仮設費・現場経費内で実施すべき事項

４ 通常行うべき安全対策

- ・ 車幅明示、閃光灯の設置
- ・ 高所作業車の資機材落下防止
- ・ 管内作業時の有毒ガス測定

労働安全衛生法等に基づく必須対策

評価しない代表事例（２７項目）の分類と理由③

５ 他の評価項目で評価可能なもの

- ・ ダンプの過積載防止対策
- ・ 低騒音型重機の使用
- ・ イラスト看板、プランター設置

創意工夫ではなく、それぞれ「安全対策」「施工管理」「対外関係」の項目で正しく評価

適正に評価される「説明資料」の作り方

評価対象外のものをそぎ落とし、厳選した10項目以内の工夫について、以下の「3つのステップ」を簡潔に明記してください。
長い文章や、単なるカタログの添付は不要です。

1.目的（現場の課題）

- なぜその工夫が必要だったのか？（例：当該地区特有の地質リスクなど）

2.対策（具体的な技術・ノウハウ）

- 自社のどのような知恵や技術を用いたか？

3.効果（客観的な結果の立証）

- その結果、どれだけ施工性や品質が向上したか？
（例：作業日数の短縮、規格値に対するばらつきの縮減など）

⇒ 現場特有の課題に特化した「質の高い独自の工夫」に絞ってご提案ください！